平成２１年（フ）第５０４号
青森市堤町１丁目６番15号
債務者　石川　タミ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
青森市虹ヶ丘１丁目２番地９
債務者　池田　久子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
青森市篠田３丁目５番２号　コーポ小笠原102
債務者　越田　　晋
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１００３号
東京都江戸川区上一色２丁目17番４号
債務者　徳　真由美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０５８号
東京都町田市相原町1305番地４
債務者　伊藤　正明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０８７号
東京都東大和市向原６丁目１番地17―304号
債務者　山本　賢治
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６６８号
静岡市駿河区宇津ノ谷766番地
債務者　齋藤　拓子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５号
広島県福山市北吉津町４丁目９番11号、前住所広島県福山市箕島町5235番地13
債務者　金田美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１５９号
岡山県津山市志戸部605番地
債務者　福田奈穂美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１８６１３号
茨城県つくばみらい市谷井田2029―102
債務者　山田　裕子（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１０号
東京都八王子市館町401番地２ニューコーポモリヤ２号
債務者　丸山　和幸
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１２号
愛知県豊橋市杉山町字天津181番地
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５８２号
千葉市若葉区都賀２丁目22番３号　第２若葉ハイツ203号
破産者　紺野　修作
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４０７号
静岡市葵区本通３丁目23番地の１
破産者　有限会社静岡デリカシー
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目36番14号ヌーベル志真志１Ｆ
破産者　有限会社早美コーポレーション
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３１２号
千葉県八千代市八千代台東１―36―６　ＡＰＣビル301号室、破産手続開始決定時の住所千葉県八千代市高津1002番地12
破産者　米村　　譲
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４４１号
千葉県市原市椎津1035番地14
破産者　株式会社テクネットジャパン
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係